## PPP による直轄駐車場の管理運営に関する検討委員会 実施要領

### (設置)

第1条 国土交通省道路局に、PPP による直轄駐車場の管理運営に関する検討委員会 (以下、「検討委員会」という。)を置く。

## (目的)

第2条 検討委員会は、国土交通省道路局が実施するPPPによる直轄駐車場の管理運営 に関する検討に対して、専門的見知から意見を述べ審議することを目的とする。

## (検討委員会の委員)

- 第3条 検討委員会の委員は、別紙1のとおりとする。
  - 2 委員の任期は、検討委員会の検討が終了するまでの間とする。

#### (委員長)

第4条 検討委員会に委員長をおく。

委員長は宮本和明(東京都市大学環境情報学部環境情報学科教授)とする。

- 2 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理 する。

#### (部会)

- 第5条 検討委員会に、検討委員会の委員からなる部会を置くことができる。
  - 2 部会を構成する委員は、委員長が指名する。

### (審議事項)

- 第6条 検討委員会及び部会は、次に掲げる事項について、専門的見知から意見を述べ 審議する。
  - •PPP を活用した直轄駐車場の管理運営に関する事業の枠組みに関する事項
  - ・その他、PPP による直轄駐車場の管理運営に関する事項

## (会議等)

- 第7条 会議は、非公開とする。
  - 2 会議資料及び議事概要については、会議後、速やかに HP 掲載する。
    ただし、会議において特に必要があると認めたときは、非公開とすることができる。

## (守秘義務)

第8条 委員は、第6条の事務を処理するうえで知り得た情報を他に漏らしてはならない。 その職を退いた後も、同様とする。

## (庶務)

第9条 検討委員会及び部会の事務局は、道路局環境安全課道路交通安全対策室に 置く。

## (その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、検討委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、 委員長が定める。

附則 この要領は、委嘱承諾日の翌日から施行する。

別紙1

# PPPによる直轄駐車場の管理運営に関する検討委員会 委員名簿

臼 杵 克 久 不動産鑑定士

亀 岡 保 夫 公認会計士

野 本 修 弁護士

長谷川 惠 一 早稲田大学商学学術院 教授

◎宮 本 和 明 東京都市大学環境情報学部環境情報学科 教授

(五十音順、敬称略)

◎は委員長